

平成28年度事業計画

平成28年度事業計画

平成26年度から5ヵ年の中期計画として策定した本会「第3期地域福祉活動計画」は、今年度中間見直しが予定されています。策定から2年が経過し、現在は地域福祉の新たな取り組みとして、行政を中心とした「地域包括ケアシステム」の推進に向け、大きな動きが見られます。このような中、長年に渡り住民を主体とした地域福祉の推進を使命としてきた本会としても、この全市を挙げた取り組みの中で、これまで培ってきた支え合いの地域づくりのノウハウを存分に発揮し、その役割を果たすことが求められています。そこで、計画見直しは、地域包括ケアシステムとの融合を視野に入れつつ、これまでの本会の取り組みが地域包括ケアシステムの目指すところと何ら遜色ないことをアピールできるような内容となるよう、本会会員をはじめとした地域住民の方々の理解と協力を得ながら、役職員が一丸となって取り組んでまいります。

また、各種別会員の会議をネットワーク会議として位置付け開催し、地域住民の福祉ニーズを積極的かつ的確に捉え、地域福祉の推進に主体的に関わっていくため、事業内容の整理等を行い、十分に地域福祉の力を発揮できる体制作りに努めます。

さらに、継続的な課題でもある賛助会費のあり方と、区内における地域福祉推進の大きな担い手である、5つの地区社会福祉協議会のあり方について、会長の諮問委員会として検討委員会を設置し、検討内容を区社協と地区社協の更なる連携強化に向けた取り組みに繋がります。

今年度も、地域住民の皆様とともに、「福祉のまちづくり」の実践に向けて、更なる地域福祉の充実に努めてまいります。

《川崎市多摩区社会福祉協議会 第3期地域福祉活動計画 基本理念》 —地域と協働に進める福祉充実への着実な一歩—

〔今年度事業計画の基本方針〕

1 地域包括ケアシステムとの融合を視野に入れた「第3期地域福祉活動計画」中間見直しの実施

第3期地域福祉活動計画が、全市を挙げて取り組む「地域包括ケアシステム」や「多摩区地域福祉計画」との整合性を図りつつ、社協としての独自性を担保した内容となるよう、中間見直しを実施します。

2 地域住民の福祉ニーズを的確に捉えることができる組織体制作りの促進

地域包括ケアシステムの推進に不可欠な、福祉ニーズを的確に捉え、解決に向けた取り組みを行うことができる組織体制作りを進めるため、事業実施内容の整理等を行います。

3 地域住民や関係機関・団体との協働による福祉のまちづくり

地域住民を中心に構成される各地区社会福祉協議会や、関係機関・団体と協働し、地域包括ケアシステムの「互助」の部分を担当するような、ささえあいの地域作りを目指します。また、「地区社会福祉協議会あり方検討委員会」を設置し、福祉のまちづくりを主体的に推進する地区社会福祉協議会のあり方を見直す機会とします。

4 組織基盤の強化

会員規程の改正で会員種別等の整理が果たしたことにより、今後は新規会員加入に向けて積極的に取り組み、本会の組織基盤の強化につなげます。

事業計画の内容 ※は第3期地域福祉活動計画における重点取組項目

1 法人運営事業

理事会、監事会及び評議員会を中心に、各種事業が円滑に進められるよう適正な法人運営を図ります。

- (1) 正副会長会議の開催
- (2) 理事会の開催（部門別担当理事会議を含む）
- (3) 監事会の開催
- (4) 評議員会の開催
- (5) 種別会議の開催
- (6) 新たな会員規程による新規会員の募集強化※
- (7) 職員研修の実施
- (8) 苦情解決の実施と推進
- (9) 賛助会員の募集

2 調査・研究事業

第3期地域福祉活動計画の中間見直しを実施します。また、この計画を着実に推進するため、部門別担当理事会議において計画の進行管理を行います。この他、区社協役員等ならびに地区社協役員の研修会を開催します。

3 企画・広報事業

ホームページや広報紙等を活用したタイムリーな情報の発信により、本会の効果的なPRとなるよう努めます。また、他のコミュニケーションツールやマスコットキャ

クターの活用について検討を行い、時代の流れに合わせた情報発信のあり方を見極めながら、方向性を確認します。この他、大規模な広報啓発事業としての「多摩区社会福祉大会」の開催をはじめとし、「多摩区民祭」や「多摩ふれあいまつり」、「たまたま子育てまつり」等の各種行事やイベントへの参加協力を通じて、広報啓発活動の充実につなげます。

- (1) 本会広報紙「区社協だより 多摩」の発行※
- (2) 第9回多摩区社会福祉大会の開催※
- (3) 多摩区社会福祉協議会ホームページの運営※
- (4) 各種まつりへの参加協力
- (5) コミュニケーションツールやマスコットキャラクターの活用の検討※

4 連絡・調整事業

地域の皆様から寄せられる寄付金を助成金等として有効に活用するため、「活動助成金・行事助成金配分委員会」を開催します。また、各会員種別会議を開催し、会員相互の連携とニーズの把握に努めます。この他、「地区社会福祉協議会あり方検討委員会」を設置し、地域福祉推進の更なる強化を目指します。

5 助成事業

各地区社会福祉協議会へ賛助会費を財源とした活動費の助成を行います。

また、川崎市社会福祉協議会が実施する「高齢者ふれあい活動支援事業」の助成金申請及び交付窓口として、区内のボランティアグループが実施する高齢者ふれあい活動への助成金の交付等を行います。

6 地域福祉活動事業

(1) 子育て支援推進事業

子育て支援事業の一環として、ふれあい子育てサロン「いちにのさん！」を開催します。

また、各種子育て支援事業が、参加者やボランティアの自主的な運営のもと、地域に根差した活動として発展・定着するよう支援します。また、子育て当事者による「母親クラブ」への助成金交付等による運営支援を行います。

(2) 福祉教育推進事業

地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア、当事者団体、学校等から構成される福祉教育推進委員会を中心に、区社協として進めていく「福祉教育」のあり方を整理しながら、学校教育・地域教育・家庭教育の充実に向けた活動を進め、他者への思いやりの心を育て、地域福祉の発展につなげるための福祉教育の実施に努めます。

- ①福祉教育に関する相談支援
- ②教職員との福祉学習についての交流会の開催と福祉教育ハンドブックの効果的活用※
- ③福祉教育セミナーの開催※
- ④親子参加型での福祉講座の開催※
- ⑤福祉教育用福祉用具の貸し出し
- ⑥ホームページを活用した福祉教育推進に向けての情報発信

7 在宅福祉活動事業

福祉有償運送事業者として、高齢者や障害者で、単独で公共交通機関による移動が困難な方を対象に「移送・送迎サービス」を実施します。

一方で、提供できるサービスの量には限りがあり、安全管理に重点を置いたサービスの実施を進めるため、移送・送迎サービス事業運営委員会を中心に、事業の運営体制やサービス提供内容についての見直しを実施するとともに、区内移動サービス実施団体との連携を図ります。

この他、公的制度で賄えない短期での車椅子の貸し出しを行います。

- (1) 移送・送迎サービスの実施
- (2) 移送・送迎サービス事業運営委員会の開催
- (3) 福祉車両の貸し出し
- (4) 運転ボランティアグループ多摩21の支援
- (5) 移送・送迎サービス事業の見直し※
- (6) 区内移動サービス実施団体との情報交換会の開催※
- (7) 車椅子の貸し出し

8 共同募金配分金事業

神奈川県共同募金会による一般募金ならびに年末たすけあい募金の配分を受け、移送・送迎サービス事業の実施や地区社会福祉協議会事業への支援を行う他、地域福祉を推進するために行う各種事業の費用の一部または全部を配分金より支出し、有効的な活用を行います。

- (1) 地区社会福祉協議会活動への助成
- (2) 母親クラブ活動への助成
- (3) 多摩区民祭への助成
- (4) 多摩ふれあいまつりへの助成
- (5) たまたま子育てまつりへの助成
- (6) 社会を明るくする運動多摩区推進委員会への助成
- (7) 地域の福祉ニーズを持つ世帯への年末慰問金の配分
- (8) 多摩区ボランティアセンター各種講座等の開催
- (9) 福祉教育推進委員会ならびに各種講座等の開催
- (10) 第9回多摩区社会福祉大会の開催
- (11) 広報紙「区社協だより 多摩」の発行
- (12) 移送・送迎サービス事業の実施

9 ボランティア活動振興事業

多摩区のボランティア活動の振興を目的に、多摩区ボランティアセンター運営委員会の主体的な企画・運営による各種ボランティア講座の開催や、ボランティア相談会の実施等を通じて、講座受講生やボランティア相談者が、その後もボランティア活動を楽しく行えるような事業展開を目指します。

また、ボランティア情報誌「たまぼら」のより一層の内容充実を図ります。

- (1) 多摩区ボランティアセンター運営委員会の開催と運営委員研修の実施
- (2) 災害ボランティアセンターの周知（川崎市総合防災訓練における協力）
- (3) 各種ボランティア講座の開催
- (4) ボランティア交流会の開催
- (5) ボランティア相談員による相談対応の検討※
- (6) ボランティア相談会「たまぼらひろば」の効果的な開催※
- (7) ボランティア情報誌「たまぼら」の発行と内容の充実※
- (8) ホームページを活用したボランティア情報の発信

10 福祉パルたま受託運営事業

川崎市社会福祉協議会を通じて、川崎市より福祉パルたまの管理運営を受託し、地域福祉活動拠点としての円滑な運営と活用を図ります。

- (1) 研修室およびボランティアコーナーの貸し出し
- (2) 地域福祉活動に必要な印刷機等の機材、機器の貸し出し
- (3) 情報コーナーを活用したチラシ等の配架とポスター等の掲示

11 老人いこいの家指定管理事業

川崎市より指定され、多摩区内の7か所（登戸・長尾・菅・錦ヶ丘・枳形・中野島・南菅）の老人いこいの家の指定管理者として、管理運営を行います。各地区社会福祉協議会を中心とした各老人いこいの家運営委員会との連携により、高齢者の身近な地域福祉活動拠点として、円滑な運営と活用を図ります。

- (1) 多摩区内7か所の老人いこいの家の管理運営
- (2) 各老人いこいの家運営委員会、地区社協会長・老人いこいの家運営委員長合同会議の開催
- (3) 管理人研修会および臨時職員研修会の開催
- (4) 防災訓練の実施
- (5) いこいの家公開講座の開催

12 老人いこいの家受託運営事業

川崎市より4か所の老人いこいの家（登戸・長尾・菅・中野島）でのミニデイケアサービス事業を受託します。

13 生活福祉資金貸付業務受託事業

神奈川県社会福祉協議会より生活福祉資金貸付事業（総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金）を受託し、低所得者・障害者・高齢者世帯等の生活の自立支援を目的とした資金の貸付・償還援助事業を行います。

- (1) 生活福祉資金の借入れに関する相談および情報提供
- (2) 生活福祉資金の貸付・償還援助
- (3) 生活福祉資金貸付調査委員会の開催
- (4) 滞納世帯への償還援助

14 日常生活自立支援事業

川崎市社会福祉協議会が実施する川崎市あんしんセンター事業の一部を受託し、高齢者や障害者の権利擁護に関わる相談、各種サービスの提供を行います。

- (1) 日常生活自立支援事業および成年後見制度等、高齢者や障害者の権利擁護に関わる相談の受付

- (2) 日常生活自立支援事業の利用契約締結に関する調査調整の実施と、川崎市あんしんセンターが実施する審査会等への諮問
- (3) 日常生活自立支援事業の利用契約締結および契約に基づく支援の実施

15 金品援護事業

地域の皆様から寄せられた寄付金品等の受け入れを行い、本会6・7種会員である障害等当事者団体やボランティアグループを対象に、寄付金を財源とした運営活動費の助成を行います。

また、寄付金による自主財源確保のための広報活動を行います。

16 住民参加による福祉活動の推進

(1) 小地域福祉活動の推進

地域の活動団体や活動内容等の把握に努め、地域のニーズに合った活動の支援を行います。

(2) 地区社会福祉協議会の組織強化支援

多摩区内の5つの地区社会福祉協議会の自主的な運営と活動の推進に向けた育成支援をはじめ、課題及び情報の共有化を図り、解決方法等についての検討を進めます。

17 総合相談支援

多摩区内の福祉サービスや福祉制度への問い合わせ、生活相談等について、適切な対応を行います。また、相談カードを活用した相談内容の記録化と情報共有化を図り、組織として相談支援に関わりながら、地域における福祉的課題の把握と整理につなげます。さらに、指定管理者として管理運営を行っている多摩区内の老人いこいの家において、関係機関の協力を仰ぎながら、仮称「ふくし寄合処」を実施し、誰もが気軽に訪れることができる居場所づくりと福祉ニーズの把握、課題解決に努めます。

18 地域の団体・施設との連携

本会会員を中心とした、各関係機関・団体との情報交換等を通じて、円滑な連携を図ります。その中で、本会として取り組むべき地域における福祉的課題の把握に努めます。

19 その他

○ 多摩区民生委員児童委員協議会への協力支援

多摩区民生委員児童委員協議会の事務局を担い、区社協ならびに地区社協の重要な構成員でもある民生委員児童委員活動への支援を行います。

○ たまわかくさ（多摩区当事者・ボランティア連絡会）への協力支援

多摩区内を拠点に活動している福祉当事者やボランティアグループ等で組織している「たまわかくさ」の事務局として、運営委員会や研修会等の運営を支援するとともに、活動経費の助成を行います。

○ 共同募金運動への協力支援

神奈川県共同募金会川崎市多摩区支会の事務局を担い、各地区分会と協力し、多摩区内の共同募金運動を推進します。

共同募金（一般募金）目標額 14,900,000円

年末たすけあい募金 目標額 8,700,000円

○ 高齢者フリーパスの販売

川崎市社会福祉協議会からの受託により、高齢者の社会参加促進のため、川崎市高齢者フリーパスの販売を行います。